官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二）　二
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務三）　三
〔省　令〕
○恩給給与細則等の一部を改正する省令（総務九）　三
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（同一〇）　二九
○登記事務委任規則の一部を改正する省令（法務四）　三一
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働一）　三一
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九）　三三
○食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産五）　三四
○漁船損害等補償法施行規則の一部を改正する省令（同六）　三六
○老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通三）　三八
○航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四）　一〇一
〔法規的告示〕
○古物営業法施行規則第十五条第三項第五号ニの規定に基づき、書類を指定する件の一部を改正する件（国家公安委一）　一〇四
○周波数割当計画の一部を変更する件（総務三六）　一〇五
○第一号新規開設局を定める件（同三七）　一〇五
○令和七年度地方債同意等基準の一部を改正する件（同三八）　一〇六
○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（財務二九）　一〇六
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働一八）　一〇七
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同一九）　一〇八
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき令和四年度、令和五年度及び令和六年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件（同二〇）　一〇八
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同二一）　一〇九
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同二二）　一〇九
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同二三）　一一〇
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条の二第三項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同二四）　一一九
○旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（経済産業三）　一一九
○旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（同四）　一二〇
○ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（同五）　一二〇
○大気の汚染に係る環境基準（昭和四十八年五月環境庁告示第二十五号）の一部を改正する件（環境八）　一二一
〔その他告示〕
○食品缶詰の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁一）　一二一
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁三）　一二四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務五）　一二四

（以下次のページへ続く）